

第4編 復旧等

第1章 施設の応急復旧に係る基本的事項

1 市の直接管理する施設及び設備

(1) 復旧のための体制・資機材の整備

市は、所管する施設及び設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うための体制及び資機材を整備するよう努める。

(2) 応急復旧の実施

市は、武力攻撃災害発生後、安全の確保に配慮したうえで、可能な限り速やかに、所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急復旧を行う。

(3) 通信手段の確保

市は、国民保護措置を実施する上で重要な情報通信施設に障害が生じたときには、安全の確保に配慮したうえで、速やかに応急復旧を行うとともに、必要に応じて、バックアップ体制を確保する。

なお、復旧措置を講じても、なお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、府を通じて総務省にその状況を報告する。

(4) 府等に対する支援要請

自らの要員、資機材などで応急復旧できない場合は、必要に応じ、知事に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急復旧のために必要な措置の支援を求める。

なお、他の市町村との間で、あらかじめ相互応援協定等が締結されている場合などは、その協定等に基づき、応援を要請する。

2 ライフライン等市民の生活安定に関係する主要施設の応急復旧

(1) ライフラインの復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市民生活の基盤となる市域の電気、ガス、上下水道、電話、交通、通信等のライフラインについて、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。なお、府から依頼があった場合は、市域内における応急復旧等の状況について、情報提供する。

(2) 輸送路の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市域の道路、鉄道施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を府に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去、避難住民の輸送等の輸送、また、応急の復旧のための資材等の輸送力の確保等、状況の推移に応じた措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

第1節 国における所要の法制の整備

国は、国民保護法第171条の規定に基づき、武力攻撃災害の復旧に関する措置に係る財政上の措置について、速やかに、法整備のための所要の措置を講ずることとされている。また、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、武力攻

撃災害による被災状況等を踏まえつつ、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、国が示す方針に従って、府と連携し、市域の復旧を行う。

第2節 所要の法制が整備されるまでの復旧

1 地域の社会経済等に留意した迅速な対応

市は、武力攻撃災害により被災した地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、被災した地域、施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

2 地域の状況に沿った復旧の方向策定

市は、被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

3 復旧の方向に沿った実施

市は、復旧にあたって、その対象となる施設の被害の状況、市及び府が定めた当面の復旧の方向等を考慮して実施する。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

第1節 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

1 国に対する負担金の請求方法

国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、市は、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

2 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

第2節 損失補償、損害補償及び損失補てん

1 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

2 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、国民保護法施行令第44条に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、府対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、府に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第4章 国民の権利利益の救済に係る手続等

第1節 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。

《表：国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧》

(注：表中の「法」は国民保護法をいう。)

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第3項)
	車両等の破損措置に関する事。 (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。 (法第70条第1, 3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの。 (法第85条第1, 2項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、第175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、第175条)	

第2節 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、文書の逸失等することがないように、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

なお、市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

余 白

茨木市国民保護計画

平成19年（2007年）2月1日 作成

平成30年（2018年）11月1日 変更

発行 茨木市

編集 茨木市総務部危機管理課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

TEL 072-622-8121（代表）

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp>